

「ムジークフェストなら 2018」 広報業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルの提案者を募集しますので公告します。

平成 29 年 12 月 28 日

ムジークフェストなら実行委員会 会長 荒 井 正 吾

1 事業の内容

(1) 業務名 「ムジークフェストなら 2018」 広報業務

(2) 業務の目的

県民をはじめ多くの方に、奈良で上質な文化・芸術に触れる機会を提供することで、本県の文化芸術活動の活性化を図る。また、当該音楽祭を県内外に広く PR することで、本県のブランド化にもつなげる。

【文化の振興】

県民をはじめ多くの方に、奈良で上質な文化・芸術に触れる機会を提供することで、本県の文化芸術活動の活性化を図る。また、本県の文化振興にとってのシンボルとして内外に広く PR することで、本県のブランド化にもつなげる。

【地域の振興】

音楽祭をコンテンツとして発展させることで、奈良への誘客、周遊滞在型観光の推進につなげるとともに、来場者や数多くの出演者による交流人口の拡大を通じて地域の活性化を図る。また、市町村と連携して県内各地で開催することにより、広範囲にわたる賑わいの創出につなげる。

(3) 業務の内容

音楽祭「ムジークフェストなら 2018」の広報
詳細は別途配布する「委託業務仕様書」による。

(4) 委託料上限額

15,800 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

※当実行委員会に対する県負担金に係る県予算が議決されなかった場合は、本業務の手続きについて停止等の措置を行う場合がある。その場合、当実行委員会は手続きの停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

(5) 委託期間

契約締結の日から平成 30 年 10 月 31 日（水）

(6) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

ムジークフェストなら実行委員会事務局（奈良県地域振興部文化振興課内）

住所 〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁 4 階

電話 0742-27-8917

(7) 説明会の開催

日時 平成 30 年 1 月 11 日（木）10 時 30 分から

場所 奈良県文化会館 1 階 第 3 会議室（奈良市登大路町 6-2）

TEL 0742-23-8921

2 提案資格等

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 平成 29 年 12 月 28 日（木）から本件業務の提案書等の提出の日までのいずれの日においても、奈良県物品購入等の契約にかかる入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと。
- (8) 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- (9) 上記（7）及び（8）並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等でないこと。
- (10) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (11) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等でないこと。
- (12) 企画提案書提出時点において、奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目：「Q 5（広告・イベント業務）」登録をしている者であること。

3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当するときは失格とする。

- (1) 2 の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が、様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- (5) 企画提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。

(6) その他、不正な行為があったとき。

4 公募手続の日程

手続等	期間・期日・期限	場所
委託業務仕様書の交付	平成 30 年 1 月 22 日 (月) 17 時まで	ムジークフェストなら実行委員会事務局 (奈良県地域振興部文化振興課内) 奈良県文化振興課ホームページに掲載又は上記課で交付
説明会への参加申込 (様式 2)	平成 30 年 1 月 10 日 (水) 12 時まで	ムジークフェストなら実行委員会事務局 (奈良県地域振興部文化振興課内) 〒630-8501 奈良市登大路町 30 TEL : 0742-27-8917 FAX : 0742-27-8481 E-mail : bunka-naraken@mahoroba.ne.jp
事前説明会の開催	平成 30 年 1 月 11 日 (木) 10 時 30 分から	奈良県文化会館 1 階 第 3 会議室 〒630-8213 奈良市登大路町 6-2 TEL : 0742-23-8921
提案書に関する質問の受付期間 (様式 3)	平成 30 年 1 月 15 日 (月) 15 時まで	ムジークフェストなら実行委員会事務局 (奈良県地域振興部文化振興課内) 〒630-8501 奈良市登大路町 30 TEL : 0742-27-8917 FAX : 0742-27-8481 E-mail : bunka-naraken@mahoroba.ne.jp
参加意向申出書等の受付 (様式 1)	平成 30 年 1 月 22 日 (月) 17 時まで	
提案書提出期限	平成 30 年 1 月 26 日 (金) 17 時到着分まで受付	

上記の期間は、土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する土・日・祝日、ならびに 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く 9 時から 17 時までとする。

5 契約相手方の特定について

(1) 特定について

企画提案書等は「ムジークフェストなら 2018 広報業務委託受託者選定審査会（以下「選定審査会」という。）」において、次の評価項目について採点を行い、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も評価の高い提案者で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を契約の相手方として特定する。

提案者が 1 者の場合は、全ての評価項目において各委員の合計得点が 6 割以上で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を契約の相手方として特定する。

I 実施方針（10%）

- ・ムジークフェストならの趣旨・目的を理解した提案となっているか

II 提案に関する事項（80%）

- ・本業務を実施するうえで必要な実施体制がとられているか
- ・適正な業務実施スケジュールとなっているか
- ・各種広報ツールの内容やデザインは、幅広い年齢層に訴求力のあるものか
- ・県内広域や県外からの誘客につながる提案となっているか
- ・業務実施にあたり十分な実績とノウハウを有しているか

III 経費（10%）

- ・見積積算に妥当性があるか

(2) 通知について

企画提案書等を提出した者には、特定または非特定の通知をする。非特定の場合には、特定しなかった理由を記載する。

(3) 非特定理由の説明申請について

非特定の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（奈良県の休日を除く）以内にその理由の説明を書面により求めることができる。

(4) 辞退について

参加表明書提出後、企画提案書等の提出を辞退する場合は、平成30年1月26日（金）17時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

6 その他

- ・書類の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- ・本公募型プロポーザルは、提案書等を評価し、業務を委託する上で最も適した「受託者」を選ぶものであり、「企画提案そのもの」を選ぶものではない。業務内容については、契約後改めて実行委員会事務局との協議のもと進めるものとする。
- ・5（1）により相手方と特定した者と契約を締結する。ただし、契約締結までの間に、奈良県の競争入札参加資格の制限または入札参加資格停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- ・本公告・委託業務仕様書により得た情報は、企画提案書等の作成以外の目的には使用できない。